

1-3 事故からの復興・再生に向けた取組

(1) 食品安全に関する基準

福島第一原子力発電所の事故後、厚生労働省は、食品中の放射性物質の暫定規制値（事故後の緊急的な対応として定められた規制値）を設定し、暫定規制値を超える食品が市場に流通しないよう出荷制限などの措置をとってきました。暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されていましたが、平成24年4月1日からは、より一層の安全と安心を確保するため、事故後の緊急的な対応としてではなく、長期的な観点から新たな基準値が設定されています。「乳児用食品」及び「牛乳」の放射性物質の基準値は、放射線への感受性が高い可能性があると考えられる子供への配慮から、「一般食品」の半分に設定されています。

食品中の放射性物質に関する基準値（放射性セシウム）

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値（ベクレル Bq/kg）	100	50	50	10

※放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めて基準値を設定

(2) 放射性物質に関する検査体制の構築

原子力発電所事故の被災地等で生産・加工された食品等の安全性を確認するため、国の支援のもと地方自治体により食品等の放射性物質の検査を行う体制が整備されています。出荷前を中心に検査をし、基準値を超える食品が市場に出回ることのない体制がとられています。福島県では、県で生産される米の全袋検査を実施しています。また、工業製品等についても、放射線量測定を行う企業等への指導・助言が行われています。

- ※1 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」で検査対象となっている自治体（17都県）を集計（水産物のみ全国を集計）。
- ※2 超過するものは、栽培されているもの以外の、野生きのこや野生の山菜類が多いことが分かっています。
- ※3 水産庁のデータによる集計。平成23年度の17.2%から減少傾向にあり、超過するもののほとんどは、底層の海産魚や天然の淡水魚ということが分かっています。

自治体（※1）における食品等の検査結果（平成25年度）

品目	検査点数	基準値超過点数	超過割合
米	1,068万	28	0.0003%
野菜	14,713	0	0%
果実	3,745	0	0%
茶	424	0	0%
原乳	1,398	0	0%
牛肉	130,386	0	0%
豚肉、鶏肉、卵 その他の畜産物	1,065	0	0%
きのこ・山菜類（※2）	6,250	193	3.1%
水産物（※3）	14,599	249	1.7%

（米は12月20日、その他は11月30日現在）

学校給食の安全・ 安心の確保

食品の安全については、厚生労働省の定める基準値に基づき、主として出荷段階での検査が行われています。より一層の安心を確保する観点から、学校給食において、食材の事前検査や調理後の一食全体の検査などを行っているところもあり、結果は県市町村のホームページ等で公表されています。さらに、福島県等では市町村によって、万が一、放射性物質が検出された場合には代替品の給食を提供するなどの体制がとられているところもあります。



（左、中）給食に使用するものと同じ検査用の食材を刻んで計測器にかけています（福島県提供）



（右）学校給食を食べる南相馬市の子供たち（福島県提供）